

⑮地場産業振興セミナー「お墓あれこれ勉強会」の参加者を募集します

「よいお墓ってどんなお墓?」「正しいお墓参りの仕方は?」あれこれ学んでみませんか。参加費は無料です。どなたでも参加できますので、お気軽にお申し込みください。

- 日時** 3月6日(日) 午前9時30分～11時30分
会場 石の百年館 (JR水戸線稲田駅隣接、笠間市稲田2307)
内容 (1) お墓についてのセミナー(お墓参りの作法、お手入れ方法、いいお墓のつくり方 など)
 (2) お墓についての相談会(セミナー終了後)
講師 稲田石材商工業協同組合員
定員 20名(応募者多数の場合は抽選)
主催 稲田石材商工業協同組合
申込方法 電話でお申し込みください。
申込期限 2月26日(金)
申・問 商工観光課(内線511)

⑯認知症予防につなげるための「第5回“^{のうわが}脳若”料理教室」の参加者を募集します

認知症は予防が何より大切です。福祉施設で働く管理栄養士が考えた、一般家庭でできる脳の健康に良い献立の料理教室を開催します。脳若効果が高い食材を知り、作り方を学んでみませんか。

- 日時** 3月13日(日) 午後1時～4時
会場 軽費老人ホーム ケアハウスかさま(笠間市石井甲32-1)
内容 (1) 認知症予防に効果のある食材と献立の紹介
 (2) 調理と試食(ささみの梅しそ巻き揚げ、いもがら煮)
講師 ケアハウスかさまの管理栄養士、調理師、認知症専任マネジャー
対象 認知症予防や調理に興味のある方 ※調理経験のない方でも参加できます。
定員 8名程度(先着順)
持ち物 エプロン、三角巾、筆記用具
参加費 500円(食材料費として)
申込方法 電話でお申し込みください。
受付期間 2月22日(月)～28日(日)
受付時間 午前10時～午後5時
申・問 ケアハウスかさま Tel 0296-70-1100(担当:山本、^{あまが}雨谷)

⑰第20回 茨城県立中央病院 市民公開講座の参加者を募集します

専門医による医療相談や栄養士による栄養相談、看護師による看護相談、薬剤師による薬剤相談も行いますので、お気軽にご相談ください。参加費は無料です。

- 日時** 2月27日(土) 医療相談等:午後0時30分～1時30分 講演:午後1時～3時15分
会場 茨城県立中央病院 外来玄関ホール(笠間市鯉淵6528)
内容 (1) 「尿路感染症 ～特に腎盂腎炎について～」 講演者 ^{おおたに}大谷 幹伸 副院長兼がんセンター長
 (2) 「結核って今でもあるの?」 講演者 ^{はしもと}橋本 幾太 感染制御部長
 (3) 「C型肝炎の最新治療 ～終わりのはじまりと残された課題～」
 講演者 ^{あらか}荒木 眞裕 内視鏡部長
 (4) 質疑応答
定員 100名(先着順)
申込方法 県立中央病院のホームページ上の申込書に記入のうえ、FAX またはメールでお申し込みください。
申・問 茨城県立中央病院 総務課 Tel 0296-77-1121 FAX 0296-77-2886
 メール soumu@chubyoin.pref.ibaraki.jp
 ホームページ <http://www.hospital.pref.ibaraki.jp/chuo/>

⑧家畜および愛玩動物の飼養状況の定期報告について

家畜および愛玩動物を飼養されている方は、家畜伝染病予防法に基づき、毎年2月現在の飼養頭羽数等を県に報告することになっておりますので、報告書の提出をお願いします。

報告が必要な家畜および愛玩動物

- ・牛、水牛、鹿、馬、めん羊、山羊、豚、いのしし
- ・鶏、あひる、うずら、きじ、だちょう、ほろほろ鳥、七面鳥

※ペットとして飼養している方も、報告の必要があります。

※飼養頭数により報告様式が異なります。

※犬、猫、うさぎ、インコなどは対象になりません。

報告方法

茨城県農林水産部畜産課のホームページに掲載してある報告様式に記入のうえ、提出先へ直接または郵送で提出してください。ホームページは、検索サイトにて「茨城県 畜産 定期報告」で検索してください。また、様式は笠間市役所農政課でもお渡しできます。

報告期限 3月15日(火)

提出先・問 茨城県北家畜保健衛生所 〒310-0002 水戸市中河内町966-1
 Tel 029-225-3241

⑨「高齢者見守りあんしんシステム」をご利用ください

高齢者の方々が住み慣れた地域で安心・安全に暮らせるように、緊急時の備えとして通報装置をご自宅に設置します。

急病やケガによる緊急通報のほか、専門職による健康相談や安否確認コールなどのサービスにより高齢者の在宅生活をサポートします。

対象

- ① ひとり暮らしの高齢者で、要支援もしくは要介護認定を受けている方(以下「要介護等認定者」という)または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ② 高齢者のみの世帯で、いずれかが要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ③ 日中ひとり暮らしの高齢者(※1)で、要介護等認定者または突発的に生命に危険な症状が発生する持病を有する方
- ④ 重度身体障害者(※2)のみの世帯および重度身体障害者と高齢者のみの世帯に属する重度身体障害者

(※1) 同居する家族の就労等により、常におおむね10時間以上ひとり暮らしとなる方

(※2) 身体障害者手帳1級・2級、精神障害者保健福祉手帳1級、療育手帳A判定以上の方

※見守りあんしんシステムをご利用いただくためには、ご自宅に固定電話が設置されている必要があります。

利用料金

利用者の所得状況に応じて負担していただきます。利用料金は、介護保険料の階層区分により算定します(月々0円～1,922円)。また、65歳以上の方で、対象者の要件に該当しない場合でも、基準額の全額(月々1,922円)を負担することをご利用いただけます。

申込方法

「利用申請書」、「利用承諾書」などの提出が必要となります。詳しくは高齢福祉課または各支所福祉課にお問い合わせください。また、笠間市のホームページからダウンロードすることもできます(「高齢者見守り」で検索)。

申・問 高齢福祉課(内線174)、笠間支所福祉課(内線72132)、岩間支所福祉課(内線73173)